

鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次方針

令和5年3月

鳥取市教育委員会

はじめに

令和元年12月、「鳥取市部活動のあり方検討委員会」によって、「生徒数・学校規模に応じた部活動数の適正化」「指導者確保と資質向上に向けた市の取り組み」「地域や社会教育との連携により生徒の活動をサポート」を柱とする「鳥取市部活動のあり方に関する提言」が取りまとめられた。この提言を受けて、部活動に係る持続可能な運営体制構築について検討及び協議を行うために鳥取市教育委員会（以下、市教育委員会）が設置したのが「鳥取市部活動改革委員会」（以下、市部活動改革委員会）である。

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。そして、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって、令和4年6月と8月にそれぞれ提言（以下、国有識者会議提言）が取りまとめられた。県においても「運動部活動在り方検討会」が開催され、国有識者会議提言に対する対応について協議されてきた。市部活動改革委員会には、それらの内容を踏まえつつ、本市の実情に応じた地域移行を進めることができるよう、令和3年度から5回にわたって協議を重ねていただいた。

国有識者会議提言に対する国の考えは、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として示されたところである。県の対応については今後も引き続き協議され、令和5年度の早い段階で示される予定である。しかし、令和5年度当初から地域移行を進めていくにあたっては、現段階における本市の方向性について学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等に示す必要があると考え、市部活動改革委員会には、ひとまず「鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第一次提言」（以下、第一次提言）として市教育委員会に示していただいた。

少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を学校や地域の実情に応じながら確保できるよう、市教育委員会は第一次提言を踏まえて地域移行を進めていくこととする。

方針 1

令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、市教育委員会は地域が休日のスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を各学校等と連携して整備する。

- 地域移行の趣旨や本提言の内容、進捗状況等について、学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等へ周知する。
- 地域が休日の活動を運営できる体制を整備する過程において、部活動指導員や運動部活動外部指導者を各学校に引き続き配置する。また、休日の運営団体・実施主体（以下、地域クラブ）の指導者が平日の指導も可能であれば、部活動指導員や運動部活動外部指導者として各学校に配置し、平日と休日で指導内容等が大きく異なることがないようにする。
- 改革推進期間中のスケジュールの目安（別表）をもとに、各学校や各エリアの進捗状況や課題を把握する。
- 休日の部活動の受け皿として活動する地域クラブを把握する。そのような地域クラブは学校施設等を優先して利用できるようにしたり、平日の部活動で使用している用具を休日も継続して使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保に係る支援策について検討する。また、生徒の参加費用負担等への支援策についても検討する。

別表 改革推進期間中のスケジュールの目安（令和5年3月時点）

	各学校や各エリア		市教育委員会				市部活動改革委員会
令和5年度	□部活動改革協議会の開催	□コーディネーターの推薦 □地域移行に向けた調査、研究 □休日に活動する部の決定 □広域的な検討を必要とする部の決定 □連携可能な既存の地域クラブの検討 □休日に指導可能な指導者の確保及び承認 ※遅くとも令和6年度末までに完了	□広域的な部活動改革協議会の開催	□コーディネーター（統括・各学校）の配置	□コーディネーター連絡協議会の開催（□各学校や各エリアの実情や進捗状況の把握 □課題に対する指導助言の周知）	□児童生徒及び保護者、地域等への周知 □各スポーツ・文化芸術団体等への協力依頼 □県教育委員会等と連携した指導者人材バンク及び育成体制等の整備 □休日の指導を希望する教員の把握 □教員の兼職兼業に係る取扱いの周知 □鳥取市部活動の在り方に関する方針の改訂	□実情や進捗状況の把握 □課題に対する指導助言 □地域移行の在り方に係る調査、研究 □鳥取市部活動の在り方に関する方針改訂案の協議
令和6年度		□部活動指導員等としての休日の指導開始（学校部活動） ※遅くとも令和7年度当初から開始 □地域移行に向けた調査、研究 □地域クラブ活動の体制整備				□児童生徒及び保護者、地域等への周知 □活動施設及び用具の確保、参加費用負担等への支援策の検討 □地域クラブ活動の体制整備支援	□実情や進捗状況の把握 □課題に対する指導助言 □地域移行の在り方に係る調査、研究 □鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言案の協議
令和7年度		□地域クラブ活動の指導者としての休日の指導開始（地域クラブ活動） ※遅くとも令和8年度当初から開始 □地域移行に向けた調査、研究 □地域クラブ活動の体制整備				□児童生徒及び保護者、地域等への周知 □活動施設及び用具の確保、参加費用負担等への支援 □地域クラブ活動の体制整備支援	□実情や進捗状況の把握 □課題に対する指導助言 □地域移行の在り方に係る調査、研究 □鳥取市部活動の地域移行の在り方に関する第二次提言の策定

方針 2

市教育委員会は、各学校の学校運営協議会等に「部活動改革協議会」を設置し、学校や地域の実情に応じた地域移行の在り方について検討する。

- 改革推進期間中のスケジュールの目安（別表）をもとに、検討する内容を例として示す。
- 必要に応じて広域的に（市内全域で／市を「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針」等を参考に複数のエリアに分けて／東部地区4町を含めて）地域移行の在り方について検討する。
- 休日における市内全域の生徒を対象とした地域クラブの整備についても、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して支援策を検討する。

方針 3

市教育委員会は、教育委員会事務局内に統括コーディネーターを配置する。また、各学校と地域クラブとの連絡調整等を担うコーディネーターを各学校に配置する。

- 統括コーディネーターの主な役割は次のとおりとする。
 - ・ 地域移行に向けた調査、研究を各学校のコーディネーターと協力して行う。
 - ・ 各学校のコーディネーターと進捗状況や課題を適宜共有し、指導助言等を行う。
 - ・ コーディネーター連絡協議会を開催する。
 - ・ 必要に応じて広域的な部活動改革協議会を開催する。
 - ・ 休日における市内全域の生徒を対象とした地域クラブの整備を、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して支援する。
 - ・ 市部活動改革委員会を開催し、各学校や各エリア、各スポーツ・文化芸術団体等の実情、進捗状況や課題を報告する。市部活動改革委員会での指導助言を各学校のコーディネーターに周知する。
- 統括コーディネーターは、市を複数のエリアに分けて広域的な部活動改革協議会を開催する場合に対応できるよう、複数名配置することを検討する。
- 各学校のコーディネーターの主な役割は次のとおりとする。
 - ・ 部活動改革協議会を各学校と協力して開催する。
 - ・ 地域移行に向けた調査、研究を部活動改革協議会と協力して行う。
 - ・ 各学校や市教育委員会等と地域クラブとの連絡調整等を行う。
 - ・ 地域クラブの体制整備を支援する。
 - ・ コーディネーター連絡協議会に参加し、各学校の実情、進捗状況や課題を報告する。
- コーディネーターの配置にあたっては、各学校の意向を踏まえる。
- コーディネーター連絡協議会を定期的に行い、地域移行に係る共通理解を図るとともに、各学校や各エリアの実情、進捗状況や課題を把握する。

方針 4

市教育委員会は、休日の指導が可能な人材を県教育委員会、県スポーツ協会、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して広域的に確保し（指導者人材バンク）、コーディネーター等が指導者の派遣について容易に相談できる体制を整備する。

- 小・中・義務教育学校に勤務する教員に対して、休日の指導に係る意向を東部地区4町と連携して確認する。休日の指導を希望する教員が地域クラブの指導者として指導にあたることができるよう、兼職兼業に係る取扱について周知する。また、地域クラブが兼職兼業許可の基準を満たすよう、体制整備を支援する。
- 各スポーツ・文化芸術団体等に対しても、コーディネーター等が直接相談可能な担当者を団体内に配置するなどの協力を依頼する。
- 指導可能な人材の発掘、育成にも県教育委員会、県スポーツ協会、各スポーツ・文化芸術団体等と連携して取り組む。

方針 5

市教育委員会は、各学校や各エリアの実情や進捗状況、国及び県の動向を踏まえながら地域移行の在り方について継続して検討するために、市部活動改革委員会を引き続き開催する。

- コーディネーター連絡協議会等で把握した各学校や各エリア、各スポーツ・文化芸術団体等の実情、進捗状況や課題を市部活動改革委員会に報告する。市部活動改革委員会が指導助言した内容について各学校のコーディネーターに周知するとともに、指導助言を踏まえた支援策についても検討する。
- 地域移行の在り方について調査、研究するための体制を市部活動改革委員会内に整備する。
- 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、平成31年3月に策定された「鳥取市部活動の在り方に関する方針」を改訂する。

【鳥取市】部活動の地域移行（改革推進期間）のめざす姿

◎ 改革推進期間（令和５年度から令和７年度末までの３年間）で、地域が休日のスポーツ・文化芸術活動を運営できる体制を整備する。

鳥取市部活動改革委員会

地域移行の在り方について継続して検討

☞ 改革推進期間中のスケジュールの目安

令和５年度	改革推進期間	休日に指導可能な指導者の確保		
令和６年度			部活動指導員等としての 休日の指導開始 ＝学校部活動	
令和７年度				地域クラブ活動の指導者としての休日の指導開始 ＝地域クラブ活動
令和８年度				

進捗状況等報告 ↑ 指導助言等 ↓

市教育委員会事務局内に配置
統括コーディネーター

広域的な部活動改革協議会

進捗状況等報告 ↑

連絡協議会 ↓

指導助言等 ↓

各学校の学校運営協議会等に設置

各学校に配置
コーディネーター

休日に指導可能な指導者の相談

連絡調整
体制整備等

運営団体・実施主体 (地域クラブ)

- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・スポーツ団体、文化芸術団体
- ・スポーツ少年団
- ・民間のスポーツクラブ、文化芸術教室
- ・PTA、保護者会
- ・地域学校協働本部 等

希望する教員も登録

窓口
**指導者
人材バンク**

- ・県教育委員会
- ・県スポーツ協会
- ・市体育協会
- ・スポーツ団体
- ・文化芸術団体 等

派遣

市教育委員会

部活動指導員等

指導者

地域クラブ活動の指導者

平日

学校部活動

(学校教育)

教員＋部活動指導員等が指導

休日

地域クラブ活動

(社会教育)

地域クラブ活動の指導者が指導

市内全域の生徒を対象とした
地域クラブも整備

市内全域で／市を複数のエリアに分けて
東部地区四町を含めて

部活動改革協議会

学校や地域の実情に応じた地域移行の在り方について検討

